

高松市週休2日モデル工事実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における週休2日の確保に向けた課題を把握するとともに、労働環境の改善に対する建設業者の意識の向上を図るために実施する高松市週休2日モデル工事の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象期間 現場着手日から現場作業完了日までの期間をいい、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間及び受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間は含まない。
- (2) 休工 巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を行う場合も含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (3) 4週8休 対象期間において、休工日の日数が、現場着手日から起算する4週ごとに8日含まれる状態をいう。
- (4) 週休2日 対象期間において、4週8休以上の休工を行ったと認められる状態をいう。
- (5) 発注者指定型 発注者が、週休2日で施工することを指定する発注方式をいう。
- (6) 受注者希望型 受注者が、工事着手前に、発注者に対して週休2日で施工する旨を協議したうえで、取り組む発注方式をいう。
- (7) 週休2日モデル工事 発注者指定型にあっては次条に規定する工事を、受注者希望型にあっては、同条の工事のうち、第5条第2項第3号に規定する確認手続により適当と認められたものをいう。

(モデル工事の対象)

第3条 週休2日モデル工事の対象（以下「対象モデル工事」という。）は、高松市が発注する建設工事のうち、発注者が選定するものとする。

（建設工事入札公告等における記載）

第4条 発注者は、発注する案件を対象モデル工事とする場合は、建設工事の入札公告等において、その旨を明示するとともに、仕様書にもその旨を記載するものとする。

（確認手続）

第5条 対象モデル工事のうち、発注者指定型の工事の受注者は、現場着手日までに、週休2日を考慮した工程を検討し、休工日の計画を記載した施工計画書及び週休2日確認書（様式第1号）を作成して監督員に提出し、その工程について、協議しなければならない。

2 対象モデル工事のうち、受注者希望型の工事の受注者は、現場着手日までに、次に掲げる確認手続を終えなければならない。

（1） 受注者は、契約日までに週休2日の実施の意向について、工事打合簿を利用することにより監督員と協議を行うこと。

（2） 週休2日を実施しようとする受注者は、週休2日を考慮した工程を検討し、休工日の計画を記載した施工計画書及び週休2日確認書を作成して、監督員に提出すること。

（3） 監督員は、前号の施工計画書及び週休2日確認書の提出を受けたときは、週休2日の実施の適否について、受注者に工事打合簿により通知すること。

（休工日の確保）

第6条 週休2日モデル工事の受注者（以下「モデル工事受注者」という。）は、対象期間において、4週のうち8日以上を休工日としなければならない。

2 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、モデル工事受注者が週休2日による工事を円滑に実施できるよう配慮するものとする。

（休工日の振替）

第7条 モデル工事受注者は、次項に規定する手続を行うことにより休工日の振替を行うことができる。

2 モデル工事受注者は、休工予定日に現場作業を行おうとする場合は、その

理由、振替対応の有無及び振替日を記載した工事打合簿により、事前に監督員に報告しなければならない。

（工事中標示板による標示）

第 8 条 モデル工事受注者は、当該工事が週休 2 日モデル工事である旨を記載した工事中標示板を現場に掲示しなければならない。

（現場作業完了前の実施状況の報告）

第 9 条 モデル工事受注者は、土木積算基準による工事にあつては土木工事共通仕様書 1－1－24 に規定する出来形数量の提出時又は監督員の指定する時に、建築積算基準（土木積算基準以外の積算基準をいう。）による工事にあつては監督員の指定する時に、現場着手日までに作成し監督員との協議を経た週休 2 日確認書に、休工日の確保の状況を記載して監督員に提出するとともに、休工の実績が記載された工事日報や安全教育、訓練等に係る資料を提示しなければならない。

2 監督員は、前項の規定による提示を受けた資料を確認し、モデル工事受注者に返却するものとする。

（休工の実績）

第 10 条 確保された休工日の日数は、対象期間について、現場着手日から起算する 4 週ごとに算出し、4 週ごとの最少の確保日数を当該工事における休工の実績とする。この場合において、最終期の末日から工事の現場作業完了日までの期間が 4 週に満たないときの休工の実績の算出は、別表に定めるところによる。

2 前項の休工の実績は、4 週 8 休以上を達成した場合に限り認める。

3 第 7 条の規定による休工日の振替を行った場合の休工日は、次の各号に掲げる振替の理由に係る場合の区分に応じ、当該各号に定める取扱いを行うものとする。

（1）モデル工事受注者の責によるものである場合 振替後の日を休工日とする。

（2）前号に掲げる場合を除く場合 振替前の日を休工日とする。

（経費の補正）

第 11 条 発注者は、週休 2 日モデル工事について、週休 2 日の達成状況に応

じ、別に定めるところにより経費の補正を行うものとする。

(しゅん工図書提出時の実施状況の報告)

第12条 モデル工事受注者は、工事のしゅん工に係る書類提出時に、週休2日モデル工事の実施状況を表すものとして、次に掲げる書類を監督員に提出しなければならない。

(1) 休工の実績が記載された工事日報

(2) 工事中標示板の写真

(工事成績評定)

第13条 発注者は、週休2日モデル工事が工事成績評定の対象である場合は、休工の実績が4週8休以上である場合に、週休2日の達成状況に応じ、工事成績評定における創意工夫及び工程管理の項目で加点する。

(アンケート調査の実施)

第14条 モデル工事受注者は、しゅん工検査の日までに、別に定めるアンケートの回答を発注者に提出することができる。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市週休2日モデル工事实施要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約の申込みの誘引を行う案件について適用し、同日前に契約の申込みの誘引を行った案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の高松市週休2日モデル工事实施要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約の申込みの誘引を行う案件について適用し、同日前に契約の申込みの誘引を行った案件については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の高松市週休 2 日モデル工事実施要領の規定は、この要領の施行の日以後に契約の申込みの誘引を行う案件について適用し、同日前に契約の申込みの誘引を行った案件については、なお従前の例による。

別表（第 10 条関係）

最終期の末日から現場作業 完了日までの日数	休工日の日数
1	0
2	0
3	0
4	0
5	0
6	0
7	1
8	2
9	2
10	2
11	2
12	2
13	3
14	3
15	4
16	4
17	4
18	4
19	4
20	5
21	5
22	6
23	6
24	6
25	6
26	6
27	7
実績	4週8休

様式第1号（第5条関係）

週休2日確認書

令和 年 月 日 提出

契約監理 課 長	契約監理 課長補佐	工事契約 係 長	検 査 員
課長	課長補佐	係長	監 査 員

工 事 名										
工 事 場 所		高 松 市			町		地 内			
工 期		令 和	年	月	日	か ら	令 和	年	月	日 まで

受注者

住所

(輸入品) 文法 用紙地

商号又は名称

代表者氏名

現場代理人
(主任・監理・特例監理)

技術者

(電話番号) ()

[illegible][illegible]

項目	月																月																備考										
	日 曜	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		日	月								
番号																																											
休工日の計画																																											
カウントする休工日																																											
実績	〔第 期〕4週 休																〔最終期〕4週 休																日 / 日 = 4週 休相当										

注1：受注者都合による振替は、振替後の日を休工日にカウントする。それ以外の振替は、振替前の日を休工日にカウントする。

注2：工期延期を行うことが入札公告等において明記されている工事は、工期延長後の工期で作成すること。